「袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例」について 袋井市健康づくり課

概要

国の「健康増進法」や静岡県の「静岡県受動喫煙防止条例」において、受動喫煙防止対策が進められている中で、「日本一健康文化都市」の実現を目指す本市では、受動喫煙防止対策に加え、喫煙者の減少に努めるほか、たばこによる健康への影響から、未来を担う子どもや妊婦を守ることに重点を置き、更に一歩踏み込んだ対策を講じていくことを目的に、条例を制定しました。

【条例施行日】令和3年7月1日

【主な条例の内容】

- (1)協働の取り組みによりたばこによる健康への影響を防ぐ対策を推進
- (2) 市、市民、保護者、事業者それぞれの責務を明記
- (3) プライベート空間を含む子どもや妊婦の周囲での喫煙制限(努力義務)
- (4) 子どもへの健康教育及びたばこに関する正しい知識等の啓発
- (5)望まない受動喫煙防止に係る配慮
- (6) 20 歳未満の者の喫煙誘発防止のための配慮
- (7) 歩きたばこ等(自転車等への乗車中含む)の制限(努力義務)
- (8) 市内公共施設の屋内・屋外における受動喫煙の防止
- (9) 幼稚園や学校等の教育施設に隣接する道路での喫煙不可(努力義務)

【指標】

たばこによる健康への影響のないまちを目指して、2つの指標を設定し、目標値を定めたうえで、たばこに関する取組を推進していきます。

指標	現状値(R1)	目標 (R7)
喫煙率	13. 4%	9.9%以下
過去一年の間で受動喫煙 を受けた割合	69. 9%	35.0%以下

